＜展示の概要＞

Ⅰ　『明治法曹文庫』と『ゲルマン法コレクション』

1.『明治法曹文庫』

同文庫は、2006 年に山口地方裁判所萩支部、松江地方裁判所および広島地方裁判所等から寄贈された図書資料を核として構成されたコレクションであり、日本が近代的法治国家にふさわしい法制度を整備・確立していく過程を知ることができます。これらの資料群には、明治新政府が成立し、近代的法治国家としての諸制度が整う過程、すなわち幕末から明治 30 年代頃にかけて、学術研究上貴重な資料が数多く含まれています。

2.『ゲルマン法コレクション』

同コレクションは、18、19 世紀ドイツの法典や法学に関するおよそ 270 点の貴重な文献から構成されており、その中には『プロイセン一般ラント法』のような著名な作品や、19 世紀のザクセン王国の法発展に大きく寄与した『コーデックス・アウグストゥス』、さらにはドイツ語で書かれたフランス民法典の手引き書なども含まれています。

Ⅱ　今回の展示概要

今回の展示では、『明治法曹文庫』から、明治前期の裁判所組織、民法典・刑法典の編纂、民事・刑事裁判の近代化を示す図書を、『ゲルマン法コレクション』から、ドイツ地域外に光を当てた非ドイツ法研究に関する図書をそれぞれ展示している。

1．裁判所の整備

モンテスキュー『法の精神』など、西欧の法・政治思想の著作が明治前期に数多く翻訳出版され、そうした知識を元に、「立憲主義」や「権力分立」の理解が進んだ。1875（明治 8）年には、最高裁判所としての大審院が設置され、定期的に判例集も刊行されていくことになる。

2．民事紛争の解決

民法典や商法典が存在していなかった明治前期には、どういった紛争を裁判所で取り扱い、どのように裁くのか、が明確ではなかった。そのため、人々に裁判所への訴の提起の仕方を説明する図書が数多く出版され、また、中央官省の指令に基づく紛争解決が行われたりもした。

3．民法典の編纂

初代司法卿江藤新平によってフランス民法を参照しながら開始された民法典編纂事業は、明治 10 年代には、フランスから招いたボアソナードを中心に進められた。そして、1888（明治 21）年には、フランス法に準拠した本格的な草案を完成させるに至る。

4．刑法典の編纂

明治前期に編纂施行された中国の律に倣った刑法は、西欧の水準から見れば、「非文明」なものとみなされた。そのためボアソナードを中心に、フランス法に準拠しながら、1880 年に刑法典を完成させ、律型刑法から、「罪刑法定主義」の考え方に基づく西欧型刑法へと転換させた。

5．刑事手続と陪審制

明治初年の刑事手続は、近世江戸時代の拷問による「自白」獲得を中心とするものであったが、ボアソナードが編纂の中心となって、フランス法に準拠した治罪法が 1880 年に制定された。その際論争となったのが陪審制度の採否である。治罪法では陪審制は採用されず、その採用は 1923 年まで待たなければならなかった。

6.「外国」法文献から見るゲルマン法

19 世紀までのドイツの国境は現在と異なり明白ではなく、ドイツの地域外にも数多くのドイツ人が暮らしていた。そのため、ゲルマン法コレクションの中にはドイツ外の法に関する著作が数多く含まれている。